

令和5年度第3回 庄内町保健医療福祉推進委員会議事録

○開催日時：令和5年12月21日（木）13：30～15：20

○場 所：庄内町役場B棟 2階 会議室2

○出席委員：菅原源也、齊藤学、菅原貴久磨、大瀧儀一、菅原みつ子、奥山賢一、工藤むつ子、高橋大輔、庄司武晴、伊藤寛幸、阿部金彦、鈴木愛

○欠席委員：大谷明子、佐藤彰一、鎌田剛

○事務局：鶴巻保健福祉課長、永岡課長補佐兼福祉係長、阿良主査兼高齢者支援係長、丸山主査兼介護保険係長、池田介護保険係主任、佐藤高齢者支援係主任

.....

1 開会 13時30分

【保健福祉課長】 資料確認 出席状況報告

2 委員長あいさつ

【委員長】 こんにちは。師走の大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。前回からまだ時間は経っていないわけですが、今回3回目ということで、前回は障害のある方のいろいろな計画についてご意見をいただきましたが、今日は、高齢者の福祉計画と介護関係の保険事業の計画について、皆さんから審議していただくということでお願いしたいと思います。少子高齢化が進んでいる関係もあって、高齢者に関わる課題とか、抱えている悩みとかも、多様化していますので、それに対応するような計画なり支援が望まれているということだと思っておりますので、それぞれ活躍されている皆さんからご意見をいただきながら計画をまとめていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【保健福祉課長】 ありがとうございます。以降の進め方につきましては、本委員会条例の規定によりまして阿部委員長にお願いいたします。

3 報告

【委員長】 それでは3の報告に移ります。前回計画についての確認を含めて説明をお願いします。

(課長補佐兼福祉係長 資料No.1により修正点の説明)

【委員長】 担当から説明ありましたが、皆さんから何かご意見はありますか。

(意見なし)

4 協議

【委員長】 それでは協議に進ませていただきます。今日の協議は、庄内町高齢者保健福祉計画と、第9期介護保険事業計画の策定についてということですので、事務局から説明をさせていただきます。資料は既に皆さんのお手元に配られていると思いますが、長い内容なので、1～3節まで(P.45)説明いただいて、そこまで一旦区切

って審議したいと思います。よろしくお願いいたします。

(課長補佐兼福祉係長退席)

(主査兼介護保険係長 I～IIIについて資料 No. 3 により概要説明)

(主査兼高齢者支援係長 IVの1～3節について資料 No. 2 により説明)

**【委員】** 地域包括ケアシステムすばらしいと思うが、P. 36 にその図がありますが、町の今後の医療環境を考えると、開業医の減少があり、酒田地区も人口に比べて医者の数が少ない状態で、地域包括ケアシステムの医療環境は非常に悪化すると考えられます。それに対して行政ではどのように考えるかお聞きしたい。

**【主査】** 在宅医療介護連携のところで申し上げましたが、医療環境の悪化については、全県で懸念される課題となっております。そういうところを踏まえまして、庄内総合支庁、庄内保健所と、山形県の8次計画というところで、整合性の打合せ、広域的な医療体制をどう構築していくかを含めながら相談していくこととなるかと思えます。町単独では解決できない課題かと思えますので。そのような対応になります。

**【委員】** 県で対応してくれるのか。ちゃんと対応できれば良いのですけれども。

**【委員】** 補足させていただきたいのですが、今の話は、医療の話であって、地域医療構想等で議論すべき話かと思えます。今回説明いただいた話は、保健医療計画の中の在宅医療と介護の連携の部分で、県の保健医療計画地域編と町の介護計画の双方の中身に齟齬がないように、方向性がズレないように表現の調整を図るために、(庄内保健所) 所長が12月27日にお邪魔させていただき、ご相談させていただきたいという趣旨となっております。

**【委員長】** 今の話は、新聞にも出ている、庄内余目病院さんのことにかかわることですか。

**【委員】** そこまでの話はしない。今回の話は、介護の計画を策定しているわけなので、町の介護計画と県の保健医療計画に齟齬がないように対応するものです。

**【委員長】** 1点目、P. 39の実績と計画の表ですけれども、「-」となっているところを「1」「4」「7」と数値を入れましたが、これに対して9期の計画が下がって「3」になっていますがこれでいいですか。重要だという話になっているものの、見ようによっては消極的というか、下がっていくように取れなくはないですか。

**【主査兼高齢者支援係長】** こちらとしては、そのような活動を行っていただく団体を増やしてはいきたいのですが、活動する側の気持ちもあり、そのような活動してくれる団体がどれくらいいらっしゃるかというところになります。ここ何年か一生懸命働きかけをして令和5年度に7件まで伸びたわけですが、同じような働きかけは今もしておりますが、これからも7件ベースでそのような活動をするという団体がいらっしゃるかというところについては、疑問を持っているところで、消極的ではあるが、「3」という数字で留めているところです。

**【委員長】** この数字の見方というのは、新しく相談とか支援をする数ということで考えているのですか。

**【主査兼高齢者支援係長】** そうです。

**【委員長】** だとすれば、令和5年度では「7」だけど、そこは支援や相談が終わって、新しく

それにプラスして相談支援をする事業ということの数字ということですか。

【主査兼高齢者支援係長】　そうです。

【委員長】　実質10になるということですか。数字としては読み取りづらい。数字が下がるみたいで消極的に感じるので、検討をしてみてください。

【委員長】　説明の中で、公民館から町づくりセンターに移行になったという話が、何か所か出てきましたが、それが文章として全然記載されておらず、それがないと分かりづらい。事業を進める上では大変重要だと思いますので、具体的に書き込んだ方がよいと思います。それと同じように、ACPの具体的な内容で、エンディングノートとか話ありましたけれども、口頭で聞くけど、文章に出ていないとなかなか分かりづらいので、そういったことを記載して分かりやすくしたほうがよいかなと思いますので検討してください。

【主査兼高齢者支援係長】　現状と課題のところに載せていきたいと思います。

(主査兼介護保険係長、主査兼高齢者支援係長より　IVの4～6節、V、VIについて資料No.2により説明)

【委員】　自立度とは、介護度と異なるのか？

【主査兼介護保険係長】　介護度は、要支援1・2と要介護1～5とありますが、介護の手間にかかる時間で判定するものです。自立度は、認知症にかかる度合いを示すものであり、認知症の度合いが高いからと言って要介護度が高くなるということではない。素案P.8に記載の自立度Ⅱ以上についての説明。) 認知症状について多少困難はあるが誰かが支援すれば何とかなる状況が自立度Ⅱとなります。

【委員】　わかったような、わからないような。

【委員】　今回高齢者の介護保険事業計画ということで、各分野から関係機関や介護、医療関係者など様々な関係者と連携をしながら取り組むということが重要であるからの計画と思うのですが、気になった点として、この計画の中に連携という言葉が何度も出てくるのですが、目的に対して連携が必要だから行うもので、連携そのものが目的になるものではないと理解しています。そのような考えの中で、例えば、P.40①関係機関等との連携強化、この後に「関係機関や他課との連携に努めます」とあるが、連携に努めることを今後の方針として記載されたり、次のP.41においても、真ん中あたり②医療介護の協働・連携というところで「協働・連携を図ります」といった記載がありますが、今後の方針が連携を図るということを大きな主題として挙げている項目が何箇所かあります。連携を図ることが方針ではなくて、何のために連携するのかということが、本来項目として挙がってくるものではないかと思います。P.34・35の具体的な取組の施策体系が、今回説明していただいた骨子を示した内容になるかと思いますが、具体的に何を行うのかを見た際に、「連携をする」で終わっていると、連携して何をするのかということが分かりにくいので、連携はあくまで手段であって、連携をもって何を行うのかといったところを表記していただくと、よりイメージしやすいのかなと思いました。

【主査兼高齢者支援係長】　表現を再度精査したいと思います。

【委員長】 P.46の表について、実績と計画があって、事例検討数が、8期より9期が少なくなっているが、先ほども説明あったかと思いますが、ケアマネジャーさんたちからいろいろ意見を聞いて、月1回に集約して効率的にやろうという考えなのですか。

【主査兼介護保険係長】 ケア会議がかなり定着してきたため、件数を減らしました。「12」の根拠としては、2箇月に1回を目標としました。

【委員長】 ケアマネジャーさんの負担軽減を図るということもあるのですか。

【主査兼介護保険係長】 それもあります。

【委員長】 理由がはっきりしていれば良いが、少ないかなと思うところもある。

【委員長】 P.48 介護医療院の件について、8期までなく9期から人数を入れているので、もう少し説明をしてください。

【主査兼介護保険係長】 介護医療院については、ニーズに関して、特別養護老人ホームであれば、医療を伴う内容となると施設に入れない、重篤の場合は病院に行かなければならないこととなります。介護老人保健施設であれば在宅復帰のためのリハビリ施設で、3か月ごとの審査により退所できないと判断されれば結果長期にせざるをえず、介護老人保健施設の機能を果たせない。施設利用が庄内の中で高まっている状態で、庄内町では、特養の待機者が減らない状況です。他の市町村の有料老人ホームも入所しやすい部分もありますが、施設サービスを利用する気質が町民にあるかなと感じているところです。ということで、今後の高齢者世帯とか、在宅で介護が容易でない方が増え施設利用が増える中で、老健より介護医療院へ転換する打診があったため、計画に記載しております。

【委員長】 介護保険料のことについて、国の指示とか、町長査定前であり、数字が入っていないですけれども、計画の中で数値を入れて町に答申するということになるのですか。この委員会で金額についても議論しなければならないのか。金額についてはまた別のところで検討するのですか。この委員会の意見を踏まえて出すのであれば、金額となると切実な部分であるので、ノータッチで良いのか、そこの考えは。

【主査兼介護保険係長】 これまでのやり方であれば、答申、次のパブリックコメントの段階までは金額は入れておりません。金額は審議していただかない形になります。計画を出すときには、本物には金額が出てきます。

【委員長】 町長より諮問を受けたので答申しますが、そのときには金額が入るのですか。入らないで出すということになるのですか。金額を決定する機関はどこか、内部で町長と決めるのか。

【主査兼介護保険係長】 入らないで出す。議会議決事項となります。

【委員長】 この委員会では審議しなくていいということですね。

【主査兼介護保険係長】 そのとおりです。

【委員長】 これまでもそうだったか。時間がないからそういうことにするわけではないですね。

【主査兼介護保険係長】 8期ではそのような形でおこなっています。

【委員長】 (3) その他について何かありますか。

【保健福祉課長】 前回の委員会でも申し上げましたが、答申書について説明をさせていただきます。答申書の提出につきましては、当初のスケジュールでは、第4回目委員会終了後または委員長に一任となれば委員長の確認のみで委員長から町長に手渡しと考えており、日にちについては、議会の対応もでございますので、1月19日(金)で調整を進めさせていただきたいと考えております。本日の協議結果から判断いたしますと、今後の対応につきましては、大きく問題とする点はなかったと思っておりますので、委員長一任でも良いのではないかと受け止めたところではございますが、委員の皆さんから再度確認をさせていただきたいと思っております。また、答申書に付帯する意見につきましては、本日の協議を含めまして、これまでは付帯しなければならないという意見はなかったものと受け止めたところではございますが、併せてご協議いただければと思います。

【委員長】 今事務局からありましたように、付帯意見についてですが、文言の修正はありましたが、ここは直した方が良いということは特になかったと思っておりますので、付帯意見は付けないということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】 では、付帯意見は付けなくて良いということで、いろいろ文言の整理はしてもらいたいと思っております。それを踏まえて、その内容の確認と最終、町長に答申する内容の確認については、また委員会を開催するより、私にお任せいただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【委員長】 承認いただいたということですので、よろしく願いいたします。

【保健福祉課長】 ありがとうございます。なお、もう1点でございます。今回報告させていただいた障害者関係の計画と、ご審議いただいた介護関連の計画につきましては、本日の協議の結果から判断いたしますと、大きく変更されることはないものと受けとめ、一任された委員長より確認を受けた後、答申書の資料として提出することとさせていただき、併せて、各委員の皆様にも確定した資料を後日送らせていただくという形をとらせていただきたいと思います。なお、一任された委員長の判断によっては、急遽第4回委員会の開催をする場合が無きにしも非ずということをご理解いただきたいと思います。それでは、ここで、答申書案について、配布させていただきますので、内容についてご協議いただきたいと思います。

(答申書案配布)

【委員長】 経過と内容を審議した内容でありますので、これでいいと思っておりますがよろしいですか。

(異議なし)

【委員長】 1月19日に町長に答申を提出いたします。他に事務局からありますか。

【保健福祉課長】 事務局からは以上です。

5 その他

## 6 閉会

【保健福祉課長】 介護関係の資料については誤字脱字、文章表現でまだまだ精査が必要です。事務局でもなお確認していき委員長確認までに校正を進めさせていただきます。気づいた点があれば委員の皆様からご意見いただきたいと思います。ありがとうございました。

終了 15時20分